

令和 4 年度第 2 回
宮代町情報公開・個人情報保護審議会
令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金） 1 0 時から
宮代町役場 2 0 2 会議室

宮代町個人情報保護法施行条例（案）

○第 1 条（趣旨）、第 2 条（定義）、第 3 条（手数料等）	・・・	P1
○第 4 条（開示決定等の期限）、第 5 条（開示決定等の期限の特例）、 第 6 条（訂正決定等の期限）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
○第 7 条（利用停止決定等の期限）、 第 8 条（本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
○第 9 条（審議会への諮問）、第 1 0 条（委任）	・・・・・・・・	P4
○附則（施行期日、宮代町個人情報保護条例の廃止、経過措置）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
○新条例の制定に伴う関連条例の改正について	・・・・・・・・	P7

宮代町個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【略称】

- 改正後の個人情報の保護に関する法律 ⇒ 改正法
- 現行の宮代町個人情報保護条例 ⇒ 現行条例
- 新たに制定する宮代町個人情報保護法施行条例 ⇒ 新条例

【第1条】

本条例制定の趣旨を定めた規定です。来年度以降、個人情報保護制度は、全て改正法に一元化されるため、条例名を「法施行条例」としてしています。

【第2条】

用語の定義を定めた規定です。「個人情報」、「要配慮個人情報」等の用語の定義は全て改正法の規定に統一することとされており、独自の定義を定めることは許容されないため、全て改正法の利用の例によるものと規定しています。

また、実施機関の定義については、改正法の規定どおり議会以外の実施機関としてしています。

（手数料等）

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による地方公共団体等行政文書の写しの交付により保有個人情報の開示を受けようとする者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

【第3条】

手数料に関する規定です。現行の宮代町個人情報保護条例（以下、「現行条例」）の考え方を踏襲し、手数料は無料としています。

ただし、写しの交付により開示を受ける場合は、写しの交付に要する実費相当額（コピー代等）を負担しなければならないとしています。

また、現行条例においては、経済的困難その他特別な理由があると認める場合は、写しの交付に要する費用を減額又は免除できる規定を設けているため、新条例においても同様の規定を設けています。

※宮代町情報公開条例では「公文書」と定義しているものを、改正法では「地方公共団体等行政文書」と定義しています。定義の内容に違いはなく同じものです。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（訂正決定等の期限）

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【第4条、第6条、第7条】

改正法では開示決定等(「訂正決定等」、「利用停止決定等」も同様に読み替え。以下同じ。)の期限を「30日以内」としているところ、現行条例の規定に従い「15日以内」に変更する規定です。改正法では、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下、「開示請求等」)の手続きに関する事項について、改正法や行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に反しない限り、地方公共団体の必要に応じて、条例で必要な規定を定めることができるとされていることから、現行条例の規定(15日以内)を尊重し、開示決定等までの期間を改正法の規定よりも短縮するものです。

第2項では、開示決定等までの期間延長の上限を定めていますが、改正法において「30日以内」とされていることから、原則として、開示決定等までの期限は、第1項の規定と合わせ、最大「45日以内」となります。

【第5条】

開示決定等における例外的な措置として大量請求等があった場合の開示決定等期限の特例について定めた規定です。改正法では、最大「60日以内」に開示決定等することを原則としていますが、当町では第4条において最大「45日以内」としていることから、本条では「45日以内に・・・<中略>・・・おそれがある場合」としています。規定の内容については、改正法の規定と変わりはありません。

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

第8条 実施機関は、本人の委任による代理人により、法第76条第2項の規定による開示請求、法第90条第2項の規定による訂正請求又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、本人の意思を確認することができる。

【第8条】

本人の委任による代理人から開示請求等があった場合、特に必要があると認めるときに、本人の意思を改めて確認することができる独自の保護措置を設ける規定です。

これは、前述のとおり、改正法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体の必要に応じて、条例で必要な規定を定めることができることとされていることから、なりすまし等の不正請求を防止するため、委任状等を持参した場合でも、必要に応じて、改めて本人の意思確認を行うことができるとしたものです。

(審議会への諮問)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、宮代町情報公開・個人情報保護審議会条例(平成11年宮代町条例第19号)第1条に規定する宮代町情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。

【第9条】

審議会への諮問事項に関する規定です。地方公共団体が行う審議会等への諮問は、定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合など、特に必要がある場合に認められます。具体的には、「この条例を改正又は廃止する場合」や「実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合」等が想定されますが、現行条例においても審議会への諮問事項を限定列挙していないため、新条例においても「特に必要と認める場合に諮問することができる」旨のみを規定します。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

【第10条】

規則への委任に関する規定です。条例で定めるべき事項以外に新条例を施行するにあたって、必要となる事項を規則で定める旨を規定したものです。具体的には、第3条の写しの交付に要する実費相当額の積算根拠等を規定する予定です。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(宮代町個人情報保護条例の廃止)

第2条 宮代町個人情報保護条例（平成11年宮代町条例第17号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の宮代町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第11条第2項（旧条例第11条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項若しくは同条第2項、第3項若しくは第4項（これらの規定を旧条例第21条第4項において準用する場合を含む。）又は第21条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示並びに訂正及び追加、削除並びに目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年宮代町条例第18号）第1条に規定する宮代町情報公開・個人情報保護審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により審議会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

【附則第1条】

新条例の施行日は、令和5年4月1日です。

【附則第2条】

改正法及び新条例の施行に伴い、現行条例は廃止となります。

【附則第3条】

新条例を施行するにあたっての経過措置を定める規定です。

第1項では、新条例施行後においても、町職員（退職者を含む）、事業の受託者及び公の施設の指定管理者については、職務上知り得た個人情報の守秘義務及び不正利用の禁止義務が課せられることを規定しています。

第2項では、新条例の施行日より前に行われた現行条例に基づく本人が亡くなった場合における代理人（遺族等）からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、新条例施行後においても、旧条例の規定に従い手続きが行われることを規定しています。

第3項では、新条例の施行日より前に行われた現行条例に基づく審査会への諮問事項については、新条例施行後においても、旧条例の規定に従い調査審議されることを規定しています。

第4条では、新条例の施行日より前に行われた現行条例に基づく審議会への諮問事項については、新条例施行後においても、旧条例の規定に従い審議されることを規定しています。

○新条例の制定に伴う関連条例の改正について

新条例の制定に伴い、これまで現行条例を引用していた条例については、所要の改正が必要になります。対象となる条例は、以下のとおりで、新条例の制定に併せ条例改正を行う予定です。

(1) 宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

- ①第1条中「宮代町個人情報保護条例」の引用を「個人情報の保護に関する法律」に変更します。
- ②第6条中「個人情報保護条例において開示決定等された公文書」の引用を「個人情報の保護に関する法律において開示決定等された地方公共団体等行政文書」に変更します。

(2) 宮代町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正

- ①第1条中「宮代町個人情報保護条例」の引用を「個人情報の保護に関する法律」に変更します。
- ②第2条中審議会へ諮問する根拠規定を「宮代町個人情報保護条例」から「宮代町個人情報保護法施行条例第9条」に変更します。

(3) 宮代町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正

- ①第11条中個人情報の取扱い等に関する根拠規定を「宮代町個人情報保護条例」から「個人情報の保護に関する法律第66条第1項」に変更します。